とちぎ選挙啓発サポーター募集要項

1 目的

有権者の政治参加を促進するためには、有権者の政治や選挙に関する意識の向上を継続的に図ることが必要です。そのためには、選挙管理委員会と民間企業や団体、教育関係機関等(以下「団体等」という。)とが連携協力して選挙啓発に取り組み、投票参加を促すことが重要となります。

ついては、主体的に選挙啓発を支援する活動に取り組む団体等を、「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録することで、一層の連携協力を図り、多様な主体による選挙 啓発を行うための「社会総がかりの体制づくり」を目指します。

2 募集の内容

(1) 応募資格

1の目的に賛同し、栃木県内に本社、支社又は事務所等を置く団体等であること(政党・政治団体、宗教団体を除く。)。

ただし、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体等、暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う団体等は応募できません。

(2) 応募・登録方法

登録を希望する団体等は、下記応募フォームより応募いただくか、所定の登録申込書 (別紙様式)に必要事項を記入し、電子メール等により県に提出してください。

【応募フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5741 (栃木県電子申請システム)

【登録申込書送付先】

栃木県選挙管理委員会 「とちぎ選挙啓発サポーター」担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

電子メール senkyo@pref. tochigi. lg. jp 電話 028-623-2126

(3) 登録の抹消

登録された団体等から登録抹消の申し出があった場合、登録された団体等が応募 資格を満たさなくなった場合、又は公序良俗、基本姿勢等の本要項の目的・趣旨に反 していると認められる場合には登録を抹消できるものとします。

3 選挙啓発サポーターの役割

(1) 基本姿勢

選挙啓発サポーターは1の目的に基づき、団体等が可能な範囲で下記(2)に例示するような選挙啓発の支援活動(以下「支援活動」という。)を主体的に行うものとします。

なお、支援活動は、政治的に中立であることを要し、特定の政党や特定の公職者(候補者を含む。)を支持し、又はこれに反対する意図をもって行うものではないこととします。また、政治上の主義若しくは施策を推進し、指示し、又はこれに反対する意図を持って行うものではないこととします。

(2) 支援活動の例

【選挙がないとき】

- ・選挙出前講座の実施(選管職員による講義や模擬投票等)
- ・団体等の研修における県啓発資料の利用
- ・県が「X」(旧 Twitter)等で発信する選挙情報等の紹介(県「X」アカウントのフォロー及びリポストなど)
- ・県が行う啓発事業について構成員への周知、参加希望者への配慮(有給休暇等)の実施
- ・その他、団体等が独自に企画・実施する啓発活動

【選挙があるとき】

- ・団体等の構成員やお客様等に向けた選挙期日、投票参加の周知 団体等の施設内における啓発ポスター等の掲出、選挙 CM の放映 団体等ホームページや SNS における電子バナー等の掲出 啓発資材 (チラシ・リーフレット等) の配布
- ・ノー残業デー等における期日前投票の推奨、呼び掛け
- ・その他、団体等が独自に企画・実施する啓発活動

施設内放送による投票日の周知

(3) 活動内容の報告

団体等は、栃木県選挙管理委員会が年1回実施する活動実績の照会に御協力をお願いします。なお、それ以外にも照会する場合がありますので、併せて御協力をお願いします。

など

4 栃木県選挙管理委員会の役割

- (1) とちぎ選挙啓発サポーターに登録した場合は、電子メールにより登録した旨を連絡 するとともに、県の啓発事業等の情報を配信します。
- (2) 選挙出前講座の実施や、支援活動に要する選挙啓発資料の提供又は貸し出し等を行います。
- (3) とちぎ選挙啓発サポーターに登録した団体等は、原則として県ホームページに名称、活動概要等を登載します。